最終更新日：2018年5月29日

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役会長兼社長 内藤　雅義
問合せ先：取締役 経営戦略・管理本部長 大坪真治
証券コード：3344
http://www.wonder.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。
当社は、経営環境の急激な変化や、経営に関するリスクが増大化・多様化している中で、継続的に企業価値を向上させ社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスは重要な経営課題であると認識しており、その充実に努めております。
当社は2018年5月24日開催の定時株主総会での承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明を高め更なる企業価値の向上に図ることに努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。本欄に記載すべき事項はございません。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社カスミ	2,404,200	43.10
株式会社Kパートナーズ	1,102,200	19.80
株式会社ＴＳＵＴＡＹＡ	307,053	5.50
日　下　孝　明	288,700	5.20
株式会社ＳＢＩ証券	99,600	1.80
ワンダーコーポレーション従業員持株会	98,977	1.80
ワンスアラウンド株式会社	37,500	0.70
日本証券金融株式会社	33,300	0.60
船　山　益　宏	22,800	0.40
楽天証券株式会社	22,700	0.40

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	株式会社カスミ、株式会社カスミの親会社であるユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
親会社の有無 更新	RIZAPグループ株式会社　（上場：札幌）　（コード）　2928

補足説明 更新

・大株主の状況は平成30年2月28日現在の状況です。
・平成30年2月末時点では、支配株主は株式会社カスミ、株式会社カスミの親会社であるユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社でありますが、RIZAPグループ株式会社が平成30年２月20日から平成30年３月22日までを公開買付期間として行った当社の普通株式に対する公開買付け及び当社が平成30年２月19日付で届け出を行った有価証券届出書に基づくRIZAPグループ株式会社を割当予定先とした第三者割当による新株式の発行により株式会社カスミ、株式会社カスミの親会社であるユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社は支配株主ではなくなっております。
・ RIZAPグループ株式会社が平成30年２月20日から平成30年３月22日までを公開買付期間として行った当社の普通株式に対する公開買付け及び当社が平成30年２月19日付で届け出を行った有価証券届出書に基づくRIZAPグループ株式会社を割当予定先とした第三者割当による新株式の発行により、当社の発行済株式数の総数は7,559,184株、RIZAPグループ株式会社の当社株式の所有株式数は5,671,812株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は75.1%となり当社の親会社となっております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期 更新	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社では、支配株主と取引を行う場合には、当社と関係のない一般取引先とほぼ同等の条件によることとし、重要性のある取引について取締役会等において、その取引の妥当性を検討し、少数株主に不利益を与えることのないように努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、RIZAPグループ株式会社を親会社としており、経営に対する牽制機能は働いておりますが、業務の執行にあたっては、自主性をもって意思決定を行うこととしております。また、親会社と取引を行う場合においても、取引条件等の妥当性を検討し、独立役員の意見を確認したうえで決定するものとしております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大塚一暁	弁護士											
小島茂	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大塚一暁	○	○	―――	弁護士としての豊富な経験と幅広い見地を活かし、社外の監査等委員として経営監視を行っており、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断し、独立役員として選任いたしました。
小島茂	○		―――	当社の監査体制を強化するために当社が招聘したものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員会補助者）としてグループコンプライアンス統括室のスタッフを任命しております。
監査等委員会補助者は、監査等委員会の補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令に服さないものとしております。また、監査等委員会補助者の人事や補助業務に関する予算の決定にあたっては、監査等委員会の同意・承認又は事前協議を要するものとております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査につきましては、各部門より独立した代表取締役社長の直属組織として専従者6名のグループコンプライアンス統括室を設置しております。金融商品取引法に基づく監査については、年度監査計画に基づき、財務諸表作成に係る内部統制の整備・運用状況について監査を実施し、不備事項については必要に応じて改善案を添え、都度、代表取締役社長並びに経営会議への報告を行うとともに、指摘した不備事項について是正確認監査を行っております。業務監査につきましては、金融商品取引法の枠を超える案件のほか、代表取締役社長の指示事項について都度、監査を実施しております。
また、グループコンプライアンス統括室、監査等委員会及び会計監査人は、相互に連携をとるため、監査計画及び監査状況等について報告を受けるなど、定期的に情報の交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

前年度の業績を鑑みて、当年度の報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書で取締役及び監査役ごとに報酬の種類別総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内（年額150百万円以内）において、取締役会で了承された方法により決定しております。
各取締役の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案し決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役が必要とした場合、取締役会は社外取締役と協議の上、グループコンプライアンス統括室員を社外取締役の補助すべき使用人として指名することができます。当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、社外取締役の意見を尊重した上で行なうものとし、取締役からの独立性を確保しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．取締役会
　当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、独立性を保持した監査等委員の出席のもと、当社の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する体制をとっております。
　また、社外取締役は、上場会社の取締役及び弁護士であり、各自が必要な実務経験と専門的知識を有していることから、より広い視野に基づいた経営意思決定の推進を可能としております。社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の基準等を参考にしております。
2．監査等委員会及び監査等委員
当社は、監査等委員会制度を採用しており、毎月1回の監査等委員会を開催するものとしております。当社の監査等委員会は社外取締役である監査等委員2名を含む3名（うち1名は常勤監査等委員）で構成されております。社外取締役である監査等委員1名は、弁護士としての法的知見を有しており、専門的視点から当社の意思決定プロセス等について経営監視を行うことを期待して選任し、その役割を担っております。
　常勤監査等委員においては主要子会社の取締役会や社内各種会議に積極的に陪席し、管理体制や業務遂行など会社の状況の把握を図ることとしております。会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題について監査等委員会において意見交換し、常勤監査等委員及び監査等委員である社外取締役との意思疎通を密に図ることで、監査等委員会監査の実効性を高める体制をとっております。
3．執行役員制度
　当社は、執行役員制度を採用しており、経営の意思決定・監督を取締役会が、また業務執行を執行役員がそれぞれ担当し、役割と責任の明確化と迅速な意思決定を通じ事業を遂行する体制をとっております。
4．経営会議
　当社は、取締役会による意思決定プロセスでの審議を充実させるため、経営会議を設置しております。週1回開催の経営会議の審議を経て取締役会において執行決定を行っております。
5．内部監査
　内部監査につきましては、専従のスタッフ6名のグループコンプライアンス統括室を設置し、適法かつ適正・効率的な業務の確保のための監査を実施し、必要に応じて、関係部署に対し改善提案を行なっております。監査結果は、取締役及び被監査部署が出席する内部監査報告会において報告され、内部監査情報を共有しております。また、監査等委員会及び会計監査人と相互連携をとり、業務の効率化を図っております。
6．会計監査
　会計監査につきましては、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。当社からはあらゆる情報・データを常時提供することで、迅速かつ正確な監査が実施し易い環境を整備しております。
（2）監査等委員の機能強化に関する取組状況
当社は、当社の規模及び事業内容等に鑑み、現在は監査等委員スタッフを置いておりませんが、監査等委員から要求があった場合には、速やかに対応する方針です。当社では、監査等委員がすべての重要な会議に出席でき、すべての重要な書類をいつでも閲覧できる体制をとっており、監査の機能強化を図っております。
また、社外監査等委員は、当社とは人的・資本的・取引上の関係がない企業の出身者であり、独立性の高い人物を選任しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、平成30年5月24日開催の第30回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
これは、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査監督機能の強化とコーポレートガバナンスの一層の充実を図るためであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に先立って招集通知の発送に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、会社説明会資料を提出しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	1. お客様のニーズに合った価値ある商品の提供 2. お客様の利便性を重視したタイムリーなサービスの提供 3. 適正な利潤の追求と社会への還元 4. 公平な能力主義に基づく、社員の幸福の追求

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針に関し、以下のとおり運用してまいります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令･定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を定め、周知徹底を図る。また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。更に、「内部通報者保護規程」を策定し、通報者の保護を徹底すると共に、通報窓口を設置して不正行為等の早期発見を図る。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の体制を整備し、リスク管理に関する各種規程･マニュアル等を整備し、その周知徹底を図る。また、リスク対応の体制を策定し、機動的に機能するためにの情報の共有化と役割の周知を図る。

4．取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

月1回の定時取締役会を開催する他、適宜臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、週1回開催の経営会議において審議し、取締役会において執行決定を行うものとする。更に、社内規程により、職務権限･業務分掌等を明確にし、会社の機関相互の連携を強化することで、効率かつ適正に職務執行が行われる体制の維持･向上を図る。

5．子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制

グループ各社からの定期的に経営状況の報告を受け、経営方針、問題点を取締役会及び経営会議において報告する。
また、当社のグループコンプライアンス統括室において、定期又は臨時にグループ各社の監査を実施し、経営会議及びグループ各社の関係部署に報告する。

6．監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員が必要とした場合、取締役会は監査等委員と協議の上、グループコンプライアンス統括室員を監査等委員の補助すべき使用人として指名することができる。当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員の意見を尊重した上で行うものとし、取締役からの独立性を確保するものと
する。

7．取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為、その他重要な事項等を監査等委員会に報告するものとする。
また、監査等委員は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとする。

監査等委員は、会計監査人及びグループコンプライアンス統括室と情報交換に努め、連携して当社及び当社グループ各社の監査の実効性を確保するものとする。

8．財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法及びその他の関係法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われるために、関連諸規程を整備すると共に、内部統制の体制整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」において、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力･団体とは一切関わらず、このような勢力を恐れることなく、襟を正し毅然とした態度で臨む旨を定めております。

また、反社会的勢力･団体に対して、役員及び従業員一人一人を孤立させず、管理本部を中心に組織的･全社的に対応し、最大限、警察や顧問弁護士等の支援を得て対応する体制をとっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

